

事 件 の 表 示 平成 20 年(行ツ) 第 308 号  
平成 20 年(行ヒ) 第 355 号  
決 定 日 平成 21 年 7 月 7 日  
裁 判 所 最 高 裁 判 所 第 三 小 法 廷  
原 判 決 の 表 示 東 京 高 等 裁 判 所 平 成 20 年(行コ) 第 89 号(平成 20 年 7 月 10 日 判 決)  
裁 判 官 全 員 一 致 の 意 見 で, 次 の と お り 決 定。

#### 第 1 主 文

- 1 本 件 上 告 を 棄 却 す る。
- 2 本 件 を 上 告 審 と し て 受 理 し な い。
- 3 上 告 費 用 及 び 申 立 費 用 は 上 告 人 兼 申 立 人 の 負 担 と す る。

#### 第 2 理 由

##### 1 上 告 に つ い て

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

##### 2 上 告 受 理 申 立 て に つ い て

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

#### 当 事 者 目 録

上 告 人 兼 申 立 人	医 療 法 人 社 団 慈 恵 会
被 上 告 人 兼 相 手 方	国
同 補 助 参 加 人	関 西 合 同 労 働 組 合 兵 庫 支 部